

動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置について
(平成 18 年環境省告示第 23 号) の見直し

1 根拠条文

動物愛護管理法第 7 条第 3 項 (改正法では第 6 項)

2 見直しの必要性

平成 17 年の法改正により、環境大臣が所有者明示措置の要領を策定する措置が盛り込まれたことを受けて策定されたもの。今般の法改正や、マイクロチップの番号に関連付けられる情報を管理する体制の整備等のために見直しが必要である。

3 見直しに当たって考慮すべき点

改正法に、マイクロチップの装着等の推進及び販売時のマイクロチップ装着を義務付けることに向けての検討に関する規定が設けられたことを踏まえ、マイクロチップの装着が当該犬猫等の健康及び安全の保持に寄与するものであることや、災害時に備えた措置として重要であることの記述の追加を検討する。

マイクロチップの義務化に向けて、データ管理体制を一元化することが必要であり、官民協働でこれを目指すことの記述の追加を検討する。

犬猫等販売業者の責務として、データ管理体制一元化やマイクロチップ装着後の飼い主情報の登録・更新の推進への協力についての記述の追加を検討する。